

(別紙)

取まち発 第1114号
令和7年12月23日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

取手市長 中村 修



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年12月9日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アトレ取手
所在地 取手市中央町甲813番の2 外

2 届出者

名 称 東日本旅客鉄道株式会社
代表者 代表取締役 喜勢 陽一
住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
な し	特に意見はありません	

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。